

令和6年8月8日

## 国民健康保険料口座振替のお知らせの誤送付について

区は、国民健康保険料口座振替のお知らせ（以下「お知らせ」と言います。）を区民の方1名へ送付する際、誤って別人に送付してしまいました。お知らせには、国民健康保険被保険者記号番号及び銀行口座情報が記載されていました。

区は再発防止に向け、個人情報の取扱いについて厳正を期すことを徹底し、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

### 1 経緯等

令和6年7月24日（水曜）、区民の方から「口座振替の申込みをしていないのにお知らせが届き、別人の銀行口座情報が記載されている。」と連絡があり、誤送付が発覚しました。

同日、お知らせを受け取った方のご自宅を訪問し、経過を説明して謝罪の上、当該お知らせを回収しました。また、7月25日（木曜）、銀行口座情報が漏えいした方にも経過を説明し、謝罪しました。

### 2 原因

区では、オンラインで国民健康保険料の口座振替の申込みを受け付けており、申込者の氏名と銀行口座情報を職員が確認後、国民健康保険の基幹システムに登録しています。

今回、オンライン申込時の被保険者記号番号の入力に誤りがあり、別人の銀行口座情報と紐づいてしまいましたが、区が確認を怠り、そのまま事務処理を進めてしまいました。

### 3 再発防止策

オンラインによる申込内容の確認を確実にを行うため、システムで出力される確認作業用のチェックリストに、申込者の被保険者記号番号だけでなく氏名も表示するようシステム改修を行いました。

合わせて、職員に個人情報の重要性を再認識させるとともに、緊張感を持って業務に当たるよう指導し、再発防止に努めます。